

# 集団的自衛権行使の容認に反対する会長声明

2014年（平成26年）5月3日

群馬弁護士会

会長 足 立 進

1 日本国憲法は、前文で平和的生存権を確認し、第9条で戦争放棄（第1項）、戦力不保持及び交戦権否認（第2項）を定め、恒久平和主義を採用している。

このような日本国憲法の理念に照らし、政府は、従前より、憲法第9条の下で許容される自衛権の発動は、「①我が国に対する急迫不正の侵害（武力攻撃）が存在すること、②この攻撃を排除するため、他の適当な手段がないこと、③自衛権行使の方法が必要最小限度の実力行使にとどまること」の3要件に該当する場合に限定されると解釈してきた（1969年3月10日参議院予算委員会内閣法制局長官答弁、1972年参議院決算委員会提出資料、1985年9月27日政府答弁書）。

そして、このような3要件を前提に、政府は、集団的自衛権を「自国と密接な関係のある外国に対する武力行使を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力を持って阻止する権利」と定義した上で、「憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない」旨の見解（1981年5月29日政府答弁書）を表明し、この見解をその後30年以上にわたって一貫して維持してきた。

ところが、現在の政府は、本年5月に予定されている安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（安保法制懇）の報告を踏まえ、内閣として憲法第9条の解釈変更を閣議決定し、集団的自衛権に基づく武力行使を容認しようとしている。

2 しかし、戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認を定め、恒久平和主義を宣明した憲法（前文・第9条）の下では、外国に対して武力攻撃がなされたことを理由とする武力行使を容認する解釈は成り立ち得ないのである。

そもそも、集団的自衛権は、それが行使されたほとんどの事例において、国際社会の平和のためには貢献しておらず、むしろ紛争を悪化させてきた側面すらある。そして、集団的自衛権の行使が容認されることとなれば、我が国が最大の人権侵害・環境破壊である戦争に巻き込まれる危険が生じるのである。

3 また、このような憲法の基本原理を内閣の判断で変更することは、近代憲法の命ともいべき立憲主義の理念を根本から覆すものであり、到底許されるものではない。

近代憲法は、すべての人が個人として尊重されることに最高の価値をおき、国家権力の濫用によって基本的人権が侵されることのないように国家権力を制限し縛りをかけている（立憲主義）。

日本国憲法もこのような立場に立ち、恒久平和主義、国民主権、基本的人権の尊重を三大原理とし、憲法を最高法規と定めて憲法に違反する法律や政府の行為を無効としている（第98条）。そして、国務大臣や国会議員に憲法尊重義務を課し（第99条）、さらには憲法改正に厳格な改正要件（第96条）を課しているのである。

したがって、憲法9条のような恒久平和主義という憲法の基本原理を政府解釈によって実質的に変更しようとするのは、最高法規性（第98条）、憲法尊重擁護義務（第99条）、憲法改正要件（第96条）、国民主権（前文・第1条）等の種々の憲法規定に違反するものであって、立憲主義を無視するものといわざるを得ず、断じて許されない。

4 以上の理由から、基本的人権の擁護と社会正義の実現（弁護士法1条）を使命とする当会は、政府が集団的自衛権の行使を容認することに強く反対する。

以上